



Title	<翻訳> 中華民国（台湾）「刑事訴訟法」（1）
Author(s)	胡，逸維
Citation	阪大法学. 2024, 74(1), p. 263-311
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/95812
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中華民国（台湾）「刑事訴訟法」（1）

胡 逸 維

中華民国（台湾）の刑事訴訟制度の近代化は、1911（宣統2）年1月24日に上奏された最初の近代刑事手続法案である「大清刑事訴訟律草案」（以下、「清刑訴草案」と呼ぶ）に遡る。この清刑訴草案は、明治23（1890）年10月7日に公布され、翌月1日より施行された日本の「刑事訴訟法」（明治23年法律第96号）を基礎にして日本の法学者である岡田朝太郎により起草された草案である。

清刑訴草案は、1911（宣統2）年1月24日に上奏された後、憲政編審館に送付された。清国は、1911（宣統3）年にこれを公布し、さらに、その翌年から施行することを予定していた。しかし、1911（宣統3）年5月に四川各地で保路運動が起こり、同年10月には、保路運動を契機とした武昌起義が湖北で勃発し、南方各省が独立した。さらに、1912（宣統4）年1月1日に、中華民国が南京で立国を宣布し、翌月12日に、溥儀皇帝が退位の発表を行い、清国は滅亡した。⁽¹⁾ その結果、清刑訴草案は、予定通りに公布されることはなかった。

もっとも、この清刑訴草案は、後の中華民国にとって不可欠な存在となった。新たな国が成立した際に、政権が不安定であったことから法制度を整備する余裕がなかったため、中華民国の国体に抵触しないことを前提に、司法部は、同草案を部分的に援用することを中華民国政府に要請したからである。また、援用されなかった部分も、「訴訟法理」として審判機関により利用されていた。⁽²⁾⁽³⁾

1916（民国5）年以降、中華民国は、軍閥時代に入り、北京に置かれた北洋政府と、広州に置かれた中華民国軍政府（以下、「軍政府」と呼ぶ）が南北で対立していた。

1921（民国10）年、軍政府は、当時の刑事手続に関する規定が繁雑であり、系統的でないため、法院が法律を適用することができず、訴訟が停滞しているとして、清刑訴草案の「⁽⁴⁾中華民国臨時約法⁽⁵⁾」等の法律に抵触した部分を修正し、3月2日に、「⁽⁶⁾刑事訴訟律⁽⁶⁾」を公布し、同年5月2日より施行した。

他方、1921（民国10）年、北洋政府も、清刑訴草案を基礎にし、さらに大正10（1921）年8月24日に日本の刑事訴訟法改正調査委員会により起草された刑事訴訟法改正案——同法案が、翌年5月5日に公布され、大正13（1924）年1月1日より施行された「刑事訴訟法」（大正11年法律第75号）の元となった——を参考にして「刑事訴訟条例」を起草した。同条例は、同年11月14日に公布され、1922（民国11）年1月1日より東省特別法院区において施行された。⁽⁷⁾

もっとも、「刑事訴訟律」、「刑事訴訟条例」のいずれも、条文の文言の修正を除き、清刑訴草案とほとんど変わりはなかった。このように、公布されなかった清刑訴草案は、軍政府、北洋政府のそれぞれの刑事手続法を通じて、中華民国において展開し、同国の法制度に影響を与えた。

1921（民国10）年4月、軍政府が改組され、政府の名称が中華民国正式政府に改められ、北洋政府との対立は続いた。その後、中華民国正式政府は、広東大元帥府を経て、1925（民国14）年7月1日に、国民政府に改組された。1926（民国15）年7月9日から、国民政府は北洋政府を打倒し、全国統一を目指した北伐戦争を行った。北伐戦争末期、政治の不安定さは収まり始め、国民政府は、全国に適用することができる刑事手続法の制定について議論をはじめた。

1928（民国17）年2月、国民政府第29回委員会は、司法部による刑事手続法の提出を決議した。この決議に基づいて、司法部は、「刑事訴訟法草案」を起草し、同年5月に、国民政府に提出した。同草案は、国民政府第65回委員会の決議によって、法制局の審査に付された。その後、法制局は、「刑事訴訟法草案」の改正案を作成し、中央政治會議に提出した。同改正案は中央政治會議第149回會議において可決され、1928（民国17）年7月28日に公布され、同年9月1日より施行された。同年12月29日に、北伐戦争が終結し、全国統一が果たされたことにより、「⁽⁸⁾中華民国刑事訴訟法⁽⁸⁾」が全国に適用されることになった。

1928（民国17）年8月、司法部は、司法事務について、これまで援用されて（阪大法学）74（1-264） 264〔2024.5〕

きた清国の「法院編制法」の不備を理由として、「暫行法院組織法草案」を起草し、国民政府に提出した。その後、同草案は、中央政治会議第152回会議により、法制局の審査に送付された。もっとも、法制局は、同草案が設置される予定の司法院の組織と密接に関わっており、司法院が設置されるまでは、いかなる基準によりそれを審査するかが不明確であることを理由として、草案の審査を一時停止することにした。⁽⁹⁾ 1930（民国19）年6月に、新たに設置された司法院は、⁽¹⁰⁾「法院組織法草案」を起草し、中央政治会議に提出した。同草案に修正が加えられた後、1932（民国21）年10月28日に、「法院組織法」⁽¹¹⁾が公布され、1935（民国24）年7月1日より施行された。

1933（民国22）年6月、司法行政部は、「法院組織法」の公布にあわせて、1928年の「中華民国刑事訴訟法」を基礎とした「修正刑事訴訟法草案」を起草し、行政院⁽¹²⁾に対し立法院⁽¹³⁾へその審議を送付することを求めた。後に、同草案は、行政院第112回会議の決議により、立法院に送付された。⁽¹⁴⁾その後、審議が加えられ、1935（民国24）年1月1日に、「中華民国刑事訴訟法」（以下、「1935年刑訴法」と呼ぶ）が公布され、同年7月1日より施行された。

その後、1935年刑訴法が適用されるなかで、1944（民国33）年11月12日、1945（民国34）年12月18日に、戦時体制として、時限法である「特種刑事案件訴訟条例」、「復員後弁理刑事訴訟補充条例」が公布された。1952（民国41）年、立法院は両条例の失効日の延長を議決する際に、行政院に対し、1935年刑訴法の全面改正の検討を示唆した。⁽¹⁶⁾この示唆を受けて、行政院の司法行政部を中心に、1935年刑訴法の改正作業が進められていった。

1953（民国42）年12月16日に、行政院第320回会議の決議をもって、1935年刑訴法の改正案である「刑事訴訟法修正草案」が立法院に送付された。⁽¹⁷⁾同草案は、1953（民国42）年12月30日から1965（民国54）年4月22日にかけて、立法院で審議、修正され、1967（民国56）年1月28日に、「刑事訴訟法」（以下、「台湾刑訴法」と呼ぶ）として公布され、同日より施行されることになった。

その後、60年弱の間、台湾刑訴法は、全面改正はされなかったものの、2023（民国112）年12月27日までの時点で、計50回もの法改正が行われた。実際、台湾刑訴法は、施行当時のものと比べると大幅な差異が生じている。とりわけ

2002（民国91）年の台湾刑法改正により、台湾の刑事訴訟制度においては、従来の職権主義が改められ、当事者主義的要素を大幅に取り入れた「改良式当事者進行主義」⁽¹⁸⁾が採用され、「起訴猶予（緩起訴）」、「協議合意手続（協商程序）」、「簡易公判手続」などの規定も新設された。

最も注目すべきは、2002（民国91）年の法改正では、100数箇所が改正されたなか、日本の現行「刑事訴訟法」（昭和23年法律第131号）及び「刑事訴訟規則」（昭和23年最高裁判所規則第32号）を参考にして改正された箇所が60数箇所にも至った点である。また、その後の法改正においても、日本法の色が数多く見られる。

最近でも、2023（民国112）年1月1日より施行された「⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾国民法官法」は、基本的に日本の「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（平成16年法律第63号）を参考にして作成された。このことから、台湾の刑事手続法は、清刑訴草案を皮切りに、日本の刑事手続法の強い影響を受けながら110数年間を歩み、そして、その影響力は、現在でも全く衰えてはいないことは明らかである。

台湾刑法の日本語訳については、張有忠『中華民國六法全書：日本語訳』（日本評論社、1993年）306頁以下にあるが、前述の通り、1967（民国56）年1月28日に施行された後、台湾刑法は、計50回も法改正が行われた。もっとも、1993（民国82年）の時点では、法改正は3回に止まり、より正確に台湾刑事訴訟制度の全体像を把握し、または台湾「刑事訴訟法」を正確に発信し、今後の研究の発展に資するためには、法令の内容をおさえておく必要があるように思われる。

そこで、以下では、台湾「刑事訴訟法」全条文を日本語に翻訳することにした。同法の原文については、台湾法令データベース「全國法規資料庫（刑事訴訟法）」<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=C0010001>に掲載されたものを参照した。

刑事訴訟法 2023（民国112）年12月27日

第一編 総則

第一章 法例（第1条—第3条の1）

- 第二章 法院の管轄（第4条—第16条）
 - 第三章 法院職員の忌避（第17条—第26条）
 - 第四章 弁護人、補佐人及び代理人（第27条—第38条の1）
 - 第五章 文書（第39条—第54条）
 - 第六章 送達（第55条—第62条）
 - 第七章 期日及び期間（第63条—第70条）
 - 第八章 被告人の召喚及び勾引（第71条—第93条の1）
 - 第八章の一 出国、出港制限（第93条の2—第93条の6）
 - 第九章 被告人の尋問（第94条—第100条の3）
 - 第一〇章 被告人の勾留（第101条—第121条）（以上、本号）
 - 第一〇章の一 一時的な留置（第121条の1—第121条の6）
 - 第十一章 搜索及び差押え（第122条—第153条）
 - 一二章 証拠
 - 第一節 通則（第154条—第174条）
 - 第二節 人証（第175条—第196条の1）
 - 第三節 鑑定及び通訳（第197条—第211条の1）
 - 第四節 検証（第212条—第219条）
 - 第五節 証拠保全（第219条の1—第219条の8）
 - 第一三章 裁判（第220条—第227条の1）
- 第二編 第一審
- 第一章 公訴
 - 第一節 捜査（第228条—第263条）
 - 第二節 起訴（第264条—第270条）
 - 第三節 公判（第271条—第318条）
 - 第二章 自訴⁽²¹⁾（第319条—第342条）
- 第三編⁽²²⁾ 上訴
- 第一章 通則（第344条—第360条）
 - 第二章 第二審（第361条—第374条）
 - 第三章 第三審（第375条—第402条）
- 第四編 抗告（第403条—第419条）
- 第五編 再審（第420条—第440条）
- 第六編 非常上告（第441条—第448条）
- 第七編 簡易手続（第449条—第455条の1）
- 第七編の一 協議合意手続（第455条の2—第455条の11）
- 第七編の二 没収特別手続（第455条の12—第455条の37）

第七編の三 被害者の訴訟参加（第455条の38—第455条の47）

第八編 執行（第456条—第486条）

第九編 附帯民事訴訟（第487条—第512条）

第一編 総則

第一章 法例

第1条（法律の適用）

1 犯罪は、本法またはその他の法律の定める訴訟手続によらなければ、訴追、処罰することができない。

2 現役軍人の犯罪は、軍法を犯し軍事裁判を受けるべき場合を除き、なお本法の規定により、訴追、処罰しなければならない。⁽²³⁾

3 時間または地域の制限によって、特別法により行った訴訟手続は、その原因が消滅した後、判決が未だ確定していないときは、本法により、訴追、処罰しなければならない。

第2条（客観的義務）

1 刑事訴訟手続を実施する公務員は、管轄事件について、被告人の有利及び不利な事情に対して等しく注意を払わなければならない。

2 被告人は、前項の公務員に対して、自己に有利に必要な処分を求めることができる。

第3条（刑事訴訟の当事者）

本法にいう当事者とは、検察官、自訴人及び被告人をいう。

第3条の1（没収）

本法にいう没収は、その代替手段を含む。

第二章 法院の管轄

第4条（事物管轄）

地方法院は、刑事事件について、第一審の管轄権を有する。ただし、次の事件について、第一審の管轄権は、高等法院に属する。

一 内乱の罪。

- 二 外患の罪。
- 三 国交を妨害する罪。

第5条（土地管轄）

- 1 事件は、犯罪地または被告人の住所、居所もしくは所在地の法院により管轄する。
- 2 中華民国の領域外にある中華民国船艦または航空機内で罪を犯したときは、船艦の船籍、航空機の出発地または犯罪後の停泊した地の法院も、管轄権を有する。

第6条（関連管轄）

- 1 数個の同級法院の管轄に属する事件が関連するときは、併せてその中の一法院により管轄することができる。
- 2 前項の場合は、各事件が既に数個の法院に係属するときは、各法院の同意を得て、決定でその事件を一の法院に移送し、これを合併して審判することができ、不同意があるときは、共通する直近上級の法院がこれを決定する。
- 3 同級でない法院の管轄に属する事件が関連するときは、併せて上級の法院によりこれを管轄することができる。既に下級の法院に係属したときは、その上級の法院は、決定で上級の法院に移送し、合併して審判することを命ずることができる。ただし、第7条第3号の場合は、この限りでない。

第7条（関連事件）

次の事情のいずれかがあるときは、関連事件とする。

- 一 1人が数罪を犯したとき。
- 二 数人が共に同一または数罪を犯したとき。
- 三 数人が同時に同一の場所で各別に罪を犯したとき。
- 四 本罪と関係がある犯人蔵匿、証拠隠滅、偽証、贓物の各罪を犯したとき。

第8条（同一事件の数個の係属）

同一事件が管轄権を有する数個の法院に係属するときは、先に係属した法院がこれを審判する。ただし、共通する直近上級の法院の決定により、後に係属した法院により審判することもできる。

第9条（管轄指定）

1 次の事情のいずれかがあるときは、直近上級の法院が決定で当該事件の管轄法院を指定する。

一 数個の法院が管轄権について争議があるとき。

二 管轄権を有する法院が確定判決により管轄権を有しないものとされ、他に当該事件を管轄する法院がないとき。

三 管轄区域の境界が明らかでないため、管轄権を有する法院を弁別することができないとき。

2 事件が前項及び第5条の規定により、その管轄法院を定めることができないときは、最高法院が決定で管轄法院を指定する。

第10条（管轄移転）

1 次の事情のいずれかがあるときは、直近上級の法院が決定で事件をその管轄区域内の原法院と同級の他の法院に移転する。

一 管轄権を有する法院が法律または事実により裁判権を行使することができないとき。

二 特段の事情により管轄権を有する法院が審判をするには、公安に影響を与え、または公平を期しがたいおそれがあるとき。

2 直近上級の法院が裁判権を行使することができないときに、前項の決定は、直近上級の法院よりも上級の法院がこれをする。

第11条（管轄指定または移転の請求）

管轄指定または移転を当事者により請求するときは、書面をもって、理由を記載し、管轄法院に対してこれをしなければならない。

第12条（管轄権違いと訴訟手続の効力）

訴訟手続は、法院が管轄権を有しないことによって、その効力を失わない。

第13条（管轄区域外と職務執行）

法院は、真実を発見するについて必要または急迫の事情があるときは、管轄区域外でその職務を行うことができる。

第14条（管轄権違いと必要処分）

法院は、管轄権を有しないときでも、急迫の事情がある場合は、その管轄区域

内で必要な処分をしなければならない。

第15条（関連管轄の捜査と起訴）

第6条に規定する事件は、一檢察官により合併して捜査または起訴することができ、管轄内の他の檢察官に不同意があるときは、共通する直近上級の檢察署⁽²⁴⁾の檢察長または檢察総長⁽²⁵⁾がこれを命ずる。⁽²⁶⁾

第16条（必要処分についての準用）

第13条及び第14条の規定は、檢察官が捜査をするときにこれを準用する。

第三章 法院職員の忌避

第17条（除斥の原因）

法官は、管轄事件について、次の事情のいずれかがあるときは、自ら回避し、職務の執行をしてはならない。

- 一 法官が被害者であるとき。
- 二 法官が被告人もしくは被害者の配偶者、8親等内の血縁、5親等内の姻族または家長、家族であるまたはこれらの者であったとき。
- 三 法官が被告人または被害者と婚約したとき。
- 四 法官が被告人もしくは被害者の法定代理人であるまたはこれらの者であったとき。
- 五 法官が被告人の代理人、弁護人、補佐人または自訴人、附帯民事訴訟の当事者の代理人、補佐人であったとき。
- 六 法官が告訴人、告発人、証人または鑑定人となったとき。
- 七 法官が檢察官または司法警察官の職務を執行したとき。
- 八 法官が前審の裁判に関与したとき。

第18条（忌避の原因）

当事者は、次の事情のいずれかがあるときは、法官の忌避を申し立てることができる。

- 一 法官が前条の事情があるにもかかわらず、自ら回避しないとき。
- 二 法官が前条以外の事情があり、その職務を公正に執行することを期しがたいおそれがあると認めるに足りるとき。

第19条（忌避申立ての時期）

- 1 前条第1号の場合は、訴訟の程度の如何を問わず、当事者は、いつでも、法官の忌避を申し立てることができる。
- 2 前条第2号の場合は、当事者は、当該事件について請求または陳述した後であるときは、法官の忌避を申し立てることができない。ただし、忌避の原因がその後に生じ、または知ったときは、この限りでない。

第20条（忌避申立ての方法）

- 1 法官の忌避を申し立てるには、書面をもって、その原因を挙げ、法官所属の法院に対してこれをしなければならない。ただし、公判期日または尋問を受ける時に、口頭で行うことができる。
- 2 忌避の申立ての原因及び前条第2項ただし書の事実については、これを疎明しなければならない。
- 3 忌避を申し立てられた法官は、意見書を提出することができる。

第21条（忌避申立てに対する決定^①）

- 1 法官の忌避の申立てについては、当該法官所属の法院は、合議体をもって、これを決定し、員数不足によって、合議をすることができない場合には、院長⁽²⁷⁾がこれを決定し、院長が決定することができないときは、直近上級の法院がこれを決定する。
- 2 前項の決定について、忌避を申し立てられた法官は、関与することができない。
- 3 忌避を申し立てられた法官は、当該申立てを理由があるものとするときは、決定を要せず、直ちに忌避しなければならない。

第22条（訴訟手続の停止）

法官が忌避を申し立てられたときは、急速処分または第18条第2号を理由とするものを除き、直ちに訴訟手続を停止しなければならない。

第23条（忌避の申立ての決定についての抗告）

法官の忌避の申立てが決定により却下されたときは、抗告を提起することができる。

第24条（忌避申立てに対する決定②）

- 1 当該忌避の申立てを管轄する法院または院長は、法官が自ら回避すべき原因があると認めるときは、職権で忌避の決定をしなければならない。
- 2 前項の決定は、送達を要しない。

第25条（書記官及び通訳人の除斥、忌避）

- 1 本章の法官の忌避に関する規定は、法院書記官及び通訳人にこれを準用する。ただし、下級の法院において書記官または通訳人の職務を執行したことを忌避の原因とすることはできない。
- 2 法院書記官及び通訳人の忌避は、所属の法院院長がこれを決定する。

第26条（検察官の除斥、忌避）

- 1 第17条ないし第20条及び第24条に関する法官の忌避の規定は、検察官、検察事務官及び検察事務を行う書記官にこれを準用する。ただし、下級の検察署において検察官、検察事務官、書記官または通訳人の職務を執行したことを忌避の原因とすることはできない。
- 2 検察官、検察事務官及び前項の書記官の忌避は、所属の検察長または検察総長に対してこれを裁定することを申し立てなければならない。
- 3 検察長の忌避は、直近上級の検察署検察長または検察総長に対してこれを裁定することを申し立てなければならない、その検察官が1人のみであるときも、同様である。

第四章 弁護人、補佐人及び代理人

第27条（弁護人の選任）

- 1 被告人は、いつでも、弁護人を選任することができる。犯罪嫌疑者⁽²⁸⁾が司法警察官または司法警察の取調べを受けるときも、同様である。
- 2 被告人または犯罪嫌疑者の法定代理人、配偶者、直系もしくは3親等内の傍系の血縁または家長、家族は、被告人または犯罪嫌疑者のため独立して弁護人を選任することができる。
- 3 被告人または犯罪嫌疑者が心身の障害のため、完全な陳述をすることができないときは、前項の者に対して、被告人または犯罪嫌疑者のため弁護人を選

任することができることを通知しなければならない。ただし、通知ができないときは、この限りでない。

第28条（弁護人の数の制限）

被告人1人につき弁護人の選任は、3人を超えてはならない。

第29条（弁護人に選任される資格）

弁護人は、弁護士を選任してこれを充てなければならない。ただし、公判中に、審判長の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人に選任することもできる。

第30条（弁護人選任の方法）

- 1 弁護人を選任するには、委任状を提出しなければならない。
- 2 前項の委任状は、起訴前に、検察官または司法警察官に提出し、起訴後、審級ごとに法院に提出しなければならない。

第31条（強制弁護及び指定弁護）

1 次の事情のいずれかがあり、公判中に、弁護人の選任がないときは、審判長は、公設弁護人または弁護士を指定し、被告人のため弁護をさせなければならない。

- 一 主刑が3年以上の有期懲役の事件。
 - 二 高等法院が第一審を管轄する事件。
 - 三 被告人が心身の障害のため、完全な陳述をすることができない場合。
 - 四 被告人が先住民族（台湾原住民族）の身分を有し、通常手続により起訴または審判された場合。
 - 五 被告人が低所得または中低所得であり、指定を請求する場合。
 - 六 その他審判事件について、審判長が必要であると認める場合。
- 2 前項の事件について、選任された弁護人が公判期日に正当な理由なく出廷しないときは、審判長は、公設弁護人または弁護士を指定することができる。
- 3 被告人が数人あるときは、1人を指定し、弁護をさせることができる。ただし、各被告人の利害が相反するときは、この限りでない。
- 4 弁護人を指定した後、弁護士を弁護人に選任したときは、指定された弁護人を取り消すことができる。
- 5 被告人または犯罪嫌疑者が心身の障害のため、完全な陳述をすることが

きず、または先住民族の身分を有し、捜査中に、弁護人を選任しなかった場合には、検察官、司法警察官または司法警察は、法により設置された法律扶助機構に対して、弁護士を派遣し、その弁護をさせることを通知しなければならない。ただし、被告人または犯罪嫌疑者が自ら直ちに尋問もしくは質問を求め、または弁護士を4時間以上待っても、出頭しないときは、直ちに尋問または質問をすることができる。

第31条の1（捜査中の勾留審査手続の強制弁護及び指定弁護）

1 捜査中の勾留（原文：羈押）審査手続において弁護人の選任がないときは、審判長は、公設弁護人または弁護士を指定し、被告人のため弁護をさせなければならない。ただし、弁護士を4時間以上待っても、出頭せず被告人が自ら尋問を求めるときは、この限りでない。

2 前項の選任された弁護人が正当な理由なく出廷しないときは、審判長は、公設弁護人または弁護士を指定することができる。

3 前条第3項、第4項の規定は、第1項の場合についてこれを準用する。

第32条（文書の送達）

被告人に数人の弁護人があるときは、文書の送達は、各別に対してこれをしなければならない。

第33条（公判中の訴訟書類等の閲覧、抄録等）

1 弁護人は、公判中に、一件記録及び証拠物を閲覧し、並びに抄録、複製または録画をすることができる。

2 被告人は、公判中に、費用を予納し、一件記録及び証拠物の写しの交付を請求することができる。ただし、一件記録及び証拠物の内容が、被告人の起訴された事実と関係がないとき、別件の捜査を妨げるに足りるとき、または当事者、第三者のプライバシーもしくは業務上の秘密に影響を及ぼすときは、法院は、これを制限することができる。

3 被告人は、公判中に、法院の許可を得たときは、一件記録及び証拠物の安全の確保を前提に、これを閲覧することができる。ただし、前項ただし書の事情があるとき、または防御権を有効に行使するため必要でないときは、法院は、これを制限することができる。

4 前2項のただし書の制限に対しては、抗告を提起することができる。

5 第1項及び第2項の一件記録及び証拠物の内容を所持する者は、当該内容を不当な目的で、使用してはならない。

第33条の1（捜査中の勾留審査手続の訴訟書類等の閲覧、抄録等）

1 弁護人は、捜査中の勾留審査手続において、法律に別段の規定があるものを除き、一件記録及び証拠物を閲覧し、並びに抄録または録画をすることができる。

2 弁護人は、前項の証拠資料を所持し、または知ったときは、公開し、公にし、または不当な目的で、使用してはならない。

3 弁護人のない被告人の捜査中の勾留審査手続において、法院は、適当な方式をもって、これに一件記録及び証拠物の内容を知らせなければならない。

第34条（弁護人との接見交通）

1 弁護人は、勾留されている被告人と接見し、並びに書類を授受することができる。証拠を隠滅、偽造、変造、または共犯もしくは証人と結託すると認めるに足りる事証があるときでなければ、これを制限することはできない。

2 弁護人と捜査中に勾引（原文：拘提）、逮捕された被告人または犯罪嫌疑者との接見もしくは書類の授受については、これを制限することはできない。ただし、接見時間は、1時間を超えてはならず、かつ1回のみに限る。接見の経過時間は、第93条の1第1項に定める24時間に算入しない事由となる。

3 前項の接見について、検察官は、急迫の事情にあり、かつ正当な理由があるときは、これを一時的に停止し、並びに即時に接見することができる時間及び場所を指定することができる。その指定は、被告人または犯罪嫌疑者の正当な防御の準備及び弁護人の第245条第2項前段に規定する権利を妨げてはならない。

第34条の1（弁護人との接見交通の制限）

1 弁護人と勾留されている被告人との接見または書類の授受を制限するには、制限書を用いなければならない。

2 制限書には、次の事項を記載しなければならない。

一 被告人の氏名、性別、年齢、住所または居所及び弁護人の氏名。

二 事案。

三 制限の具体的な理由及びその根拠とする事実。

四 具体的な制限の方法。

五 制限の処分に対して不服があるときの救済方法。

3 第71条第3項の規定は、制限書についてこれを準用する。

4 制限書には、法官が署名した後、それぞれ検察官、看守所、弁護人及び被告人⁽²⁹⁾に送付する。

5 捜査中に、検察官は、勾留されている被告人を制限する必要があると認めるときは、書面をもって、第2項第1号ないし第4号の事項を記載し、並びに関連書類を添付し、管轄法院に対して制限をすることを請求しなければならない。ただし、急迫の事情がある場合は、先に必要な処分をすることができ、並びに24時間以内に、管轄法院に対して制限書の発布を追って請求しなければならない。検察官が24時間以内に、請求せず、またはその請求が却下されたときは、直ちに制限を停止しなければならない。

6 前項の請求が法院により却下されたときは、不服を申し立てることはできない。

第35条（補佐人）

1 被告人または自訴人の配偶者、直系もしくは3親等内の傍系の血縁、家長、家族または被告人の法定代理人は、起訴後、法院に対して、書面または公判日に口頭で被告人または自訴人の補佐人となる届け出をすることができる。

2 補佐人は、本法に定める訴訟行為をし、法院で意見を陳述することができる。ただし、被告人または自訴人の明示の意思に反してはならない。

3 被告人または犯罪嫌疑者が心身の障害のため、完全な陳述をすることができないときは、第1項の補佐人となることができる者もしくはその委任した者または主管機関、関連社会福祉機構が派遣するソーシャルワーカーもしくはその他の専門員が補佐人となり、付き添いをさせなければならない。ただし、通知が適法にされた上で、正当な理由なく出頭しないときは、この限りでない。

第36条（被告人の代理人）

主刑が拘留または専科罰金の事件について、被告人は、公判中または捜査中に、代理人を委任し、出頭させることができる。ただし、法院または検察官は、必要と認めるときは、なお本人に出頭を命ずることができる。

第37条（自訴の強制弁護士代理）

1 自訴人は、代理人を委任し、出頭させなければならない。ただし、法院は、必要と認めるときは、本人に出頭を命ずることができる。

2 前項の代理人は、弁護士を選任してこれに充てなければならない。

第38条（弁護人の数の制限、選任の方法等についての準用）

第28条、第30条、第32条及び第33条第1項の規定は、被告人また自訴人の代理人にこれを準用し、第29条の規定は、被告人の代理人にこれを準用する。

第38条の1（閲覧、抄録等の規則の制定）

本法により、公判中に、一件記録及び証拠物の閲覧、抄録、複製または録画することができるものの規則は、司法院が行政院と協議してこれを定める。

第五章 文書

第39条（書類の作成）

書類は、公務員が作成するときは、作成の年、月、日及び所属機関を記載し、作成者が署名しなければならない。

第40条（書類の訂正）

公務員が作成する書類は、改ざん、切り貼りしてはならず、加除または付記があるときは、その上に捺印し、並びに字数を明記し、削除した部分は、字体を残し、識別することができるようにしなければならない。

第41条（尋問調書の作成）

1 被告人、自訴人、証人、鑑定人及び通訳人を尋問するときは、その場で調書を作成し、次の事項を記載しなければならない。

一 尋問を受けた者に対する尋問及びその陳述。

二 証人、鑑定人または通訳人が宣誓（原文：具結）をしないときは、その事由。

三 尋問の年、月、日及び場所。

2 前項の調書は、尋問を受けた者に対して、朗読し、または閲覧させ、記載に相違ないかどうかを問わなければならない。尋問を受けた者が被告人であるときは、立ち会った弁護人は、その閲覧に協力し、並びに調書の記載に相違ないかどうかの意見を陳述することができる。

3 尋問を受けた者及び立ち会った弁護人は、増減変更を申し立てるときは、その陳述を調書に付記しなければならない。ただし、弁護人の陳述を付記するには、被告人に理解させた後、これを行わなければならない。

4 調書は、尋問を受けた者に対し、その記載末尾に近接して署名、捺印または指印することを命じなければならない。ただし、尋問を受けた者が拒んだときは、その事由を付記しなければならない。

第42条（搜索、差押え、検証調書の作成）

1 搜索、差押え（原文：扣押）、検証（原文：勘驗）をするには、調書を作成し、実施の年、月、日及び時間、場所並びにその他の必要な事項を記載しなければならない。

2 差押えについては、調書に押収物（原文：扣押物）の名目を詳記し、または目録を作成して添付しなければならない。

3 検証については、図画または写真を作成して調書に添付することができる。

4 調書には、本法により立ち会いを命じた者に署名、捺印または指印させなければならない。

第43条（調書の作成者）

前2条の調書は、立ち会った書記官がこれを作成しなければならない。その尋問、差押え、検証をする公務員は、調書に署名しなければならず、書記官の立ち会いがなく、尋問、差押え、検証をする公務員は、自ら調書を作成し、またはその他立ち会った公務を執行する者を指定し、調書の作成をさせることができる。

第43条の1（質問、搜索、差押え、検証調書の作成についての準用）

1 第41条、第42条の規定は、檢察事務官、司法警察官、司法警察が質問、差押え、検証をするときは、これを準用する。

2 前項の犯罪嫌疑者の質問調書の作成は、質問をした者以外の者がこれを作成しなければならない。ただし、情況が急迫であり、または事実上の原因によってこれを行うことができないが、全過程を録音または録画するものがあるときは、この限りでない。

第44条（公判調書の作成）

1 公判期日には、書記官が公判調書を作成し、次の事項及びその他の一切の訴訟手続を記載しなければならない。

一 公判をした法院及び年、月、日。

二 法官、検察官、書記官の官職、氏名及び自訴人、被告人またはその代理人並びに弁護人、補佐人、通訳人の氏名。

三 被告人が出頭しないときは、その事由。

四 公開を禁じたこと及びその理由。

五 検察官または自訴人の起訴の要旨に関する陳述。

六 弁論の要旨。

七 第41条第1項第1号及び第2号に定める事項。ただし、審判長が訴訟関係者の意見を聴いた後、適当と認めるときは、その要旨のみを記載することができる。

八 法廷において被告人に朗読し、またはその要旨を告げた文書。

九 法廷において被告人に提示した証拠物。

一〇 法廷においてした差押え及び検証。

一一 審判長が記載を命じ、または訴訟関係者の請求により記載を許可した事項。

一二 最後に被告人に陳述の機会を与えたこと。

一三 裁判の宣告。

2 尋問を受けた者は、前項の調書中の陳述に関する部分について、朗読またはその閲覧を請求することができ、増減変更を請求したときは、その陳述を付記しなければならない。

第44条の1（公判期日の録音録画）

1 公判期日には、全過程を録音しなければならず、必要なときは、全過程を
(阪大法学) 74 (1-280) 280 [2024.5]

録画することができる。

2 当事者、代理人、弁護人または補佐人は、公判調書の記載に錯誤または遺漏がある認めるときは、次回の期日前に、その事件について弁論が終結したときは、弁論終結後7日以内に法院に対して、期間を定め、公判期日の録音または録画内容の照合、訂正を請求することができる。法院の許可を得たときは、法院が指定する期間内に、公判期日の録音または録画の内容に基づき、自ら被告人、自訴人、証人、鑑定人または通訳人に関する尋問及びその陳述の内容を書類に反訳し、法院に提出することができる。

3 前項後段に規定する書類は、書記官が照合した後、その記載が適当と認めるときは、公判調書の付録とすることができ、この場合においては、第48条の規定を準用する。

第45条（公判調書の整理）

公判調書は、開廷毎に、開廷後3日以内にこれを整理しなければならない。

第46条（公判調書の署名）

公判調書には、審判長が署名しなければならず、審判長に事故があるときは、職歴の長い陪席法官が署名し、独任法官に事故があるときは、書記官のみが署名し、書記官に事故があるときは、審判長または法官のみが署名し、各別にその事由を付記しなければならない。

第47条（公判調書の効力）

公判期日の訴訟手続は、公判調書によってのみ証明する。

第48条（公判調書に引用する書類の効力）

公判調書に添付した文書を引用し、または当該文書を付録とするものを表示したときは、その文書に記載された事項は、調書の記載と同一の効力を有する。

第49条（速記者の使用）

弁護人は、審判長の許可を得たときは、公判期日に、速記者を同行して出廷し、記録することができる。

第50条（裁判書の作成）

裁判をするには、法官が裁判書を作成しなければならない。ただし、抗告をすることができない決定を法廷において宣告するときは、調書にのみ記載するこ

とを命ずることができる。

第51条（裁判書の署名）

1 裁判書には、特段の規定があるものを除き、裁判を受ける者の氏名、性別、生年月日、身分証明書類番号、住所、居所を記載し、判決書の場合は、検察官または自訴人並びに代理人、弁護人の氏名を記載しなければならない。

2 裁判書の原本には、裁判をした法官が署名しなければならず、審判長に事故があり、署名することができないときは、職歴の長い陪席法官がその事由を付記し、法官に事故があるときは、審判長がその事由を付記しなければならない。

第52条（裁判書等の正本の作成）

1 裁判書または裁判を記載した調書の正本は、書記官が原本によりこれを作成し、法院の印を押印し、並びに原本と相違ないこと証明するものを付記しなければならない。

2 前条の規定は、検察官の起訴状（原文：起訴書）及び不起訴処分書の正本についてこれを準用する。

第53条（公務員以外の者の書類）

文書は、公務員でない者が作成するときは、年、月、日を記載し、署名しなければならない。その文書は、自らが作成するものでない場合には、本人が署名し、署名することができないときは、他人に氏名を代書させ、本人が捺印または指印しなければならない。ただし、代書した者は、その事由を付記し、署名しなければならない。

第54条（一件記録の編綴等）

1 訴訟に関する文書は、法院が保存すべきときは、書記官が一件記録に編綴しなければならない。

2 一件記録が滅失したときの処理は、あらためて法律をもって定める。

第六章 送達

第55条（送達ための届け出）

1 被告人、自訴人、告訴人、附帯民事訴訟の当事者、代理人、弁護人、補佐
(阪大法学) 74 (1-282) 282 [2024.5]

人または被害者は、文書の送達を受けるため、その住所、居所もしくは事務所を法院または検察官に届け出なければならない。被害者が死亡したときは、その配偶者、子女または父母がこれを届け出なければならない。法院の所在地に住所、居所もしくは事務所を有しないときは、その地に住所、居所もしくは事務所を有する者を送達受取代行人とする届け出をしなければならない。

2 前項の届け出について、その効力は、同一の地にある各級の法院に及ぶ。

3 送達は、送達受取代行人に対してしたときは、本人に送達したものとみなす。

第56条（在監者に対する送達）

1 前条の規定は、監獄または看守所にある者には、これを準用しない。⁽³⁰⁾

2 監獄または看守所にある者に送達するには、当該監所の長官に囑託してこれを行わなければならない。

第57条（届け出をしないときの送達）

送達を受けるべき者が第55条の届け出をせず、その住所、居所または事務所が書記官の知るところとなったときは、なおその場所に送達することができる。

第58条（検察官に対する送達）

検察官に対する送達は、担当検察官に対してこれを行わなければならない。担当検察官が公務所にいないときは、検察長または検察総長に対してこれを行う。

第59条（公示送達の要件）

被告人、自訴人、告訴人または附帯民事訴訟の当事者について、次の事情のいずれかがあるときは、公示送達をすることができる。

一 住所、居所、事務所または所在地が明らかでないとき。

二 書留郵便に付しても送達できないとき。

三 司法権の及ばない地に居住することによって、他の方法により送達できないとき。

第60条（公示送達の方法と効力発生の時期）

1 公示送達は、書記官が各別に法院または検察総長、検察長もしくは検察官の許可を得て、送達すべき文書またはその抄本を法院または検察庁の掲示場に掲示するほか、その謄本を新聞に掲載し、またはその他の適当な方法を用いて

これを通知または公告しなければならない。

2 前項の送達は、最後に新聞に掲載し、または通知、公告をした日から30日間を経過することによって、効力を生ずる。

第61条（送達実施機構）

1 文書の送達は、司法警察または郵便機構が行う。

2 前項の文書が判決、決定、不起訴または起訴猶予の処分書であるときは、送達する者は、受取証書を作成し、送達証書の記載事項を記載し、並びに署名して受取人に送付しなければならない。

3 勾引前の召喚は、郵便機構が送達するときは、郵便の業務に従事する者を送達する者とし、かつ書留郵便に付してしなければならず、その実施の弁法は、⁽³¹⁾ 司法院が行政院と協議してこれを定める。

第62条（民事訴訟法の書類の送達についての準用）

文書の送達については、本章に特段の規定があるものを除き、民事訴訟法の規定を準用する。

第七章 期日及び期間

第63条（期日の召喚、通知義務）

審判長、受命法官、受託法官または検察官が期日を指定して訴訟手続を行うときは、訴訟関係者を召喚または通知し出頭させなければならない。ただし、訴訟関係者が立ち会い、または本法に特段の規定があるときは、この限りでない。

第64条（期日の変更または延期）

1 期日は、特段の規定があるものを除き、重大な理由があるのでなければ、これを変更または延期することができない。

2 期日の変更または延期されたときは、訴訟関係者に通知しなければならない。

第65条（期間の計算）

期間の計算は、民法の規定による。

第66条（途中期間の控除）

1 法定期間内に訴訟行為をすべき者がその住所、居所もしくは事務所が法院

の所在地にないときは、当該期間を計算するときに、その途中にある期間を控除しなければならない。

2 前項の控除すべき途中にある期間は、司法行政最高機関がこれを定める。

第67条（原状回復請求の要件）

1 過失によらず、上訴、抗告もしくは再審の請求期限、または審判長、受命法官、受託法官の決定もしくは検察官の命令の取消または変更の請求期限を徒過したものは、その原因消滅後10日以内に原状回復を請求することができる。

2 代理人を許可する事件においては、代理人の過失は、本人の過失とみなす。

第68条（原状回復請求の方法）

1 上訴、抗告または再審の請求期限を徒過したことによって原状回復を請求するには、書面をもって、原審法院に対してこれを行わなければならない。審判長、受命法官、受託法官の決定または検察官の命令の取消または変更の請求期限を徒過したときは、当該請求を管轄する法院に対してこれを行わなければならない。

2 過失によらず期限を徒過した原因及びその消滅の時期は、書面にこれを疎明しなければならない。

3 原状回復を請求するには、期限内にすべき訴訟行為を同時に補足しなければならない。

第69条（原状回復請求の裁判）

1 原状回復請求について、請求を受けた法院は、補足した訴訟行為と併せてこれを裁判し、原審法院がその請求を許可すべきであると認めるときは、意見書を付し、当該上訴または抗告事件を送付し、上級の法院が併せて裁判しなければならない。

2 請求を受けた法院は、原状回復請求の裁判を行う前に、原裁判の執行を停止することができる。

第70条（再議期限の徒過についての準用）

⁽³²⁾
再議の期限を徒過したときは、前3条の規定を準用することができ、原検察官が原状回復を許可する。

第八章 被告人の召喚及び勾引

第71条（召喚令状、召喚状の方式）

- 1 被告人を召喚するには、召喚状（原文：伝票）を用いなければならない。
- 2 召喚状には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 被告人の氏名、性別、生年月日、身分証明書類番号及び住所または居所。
 - 二 事案。
 - 三 出頭すべき日、時、場所。
 - 四 正当な理由がなく出頭しないときは、勾引を命ずることができる。
- 3 被告人の氏名が明らかでない、またはその他の事情により必要があるときは、その識別に資するに足る特徴を記載しなければならない。被告人の生年月日、身分証明書類番号、住所または居所が明らかでないときは、記載を免ずることができる。
- 4 召喚状には、捜査中は、検察官が署名し、公判中は、審判長または受命法官が署名する。

第71条の1（出頭の通知）

- 1 司法警察官または司法警察は、犯罪嫌疑者の犯情を調査し、証拠を収集するについて必要のため、通知書をもって、犯罪嫌疑者に対して、出頭の上で質問を受けることを通知することができる。通知が適法にされた上で、正当な理由なく出頭しないときは、検察官に対して、報告し、勾引状（原文：拘票）の発布を求めることができる。
- 2 前項の通知書には、司法警察機関の主管長官が署名し、その記載すべき事項は、前条第2項第1号ないし第3号の規定を準用する。

第72条（口頭召喚）

出頭した被告人に対し、次回の出頭すべき日、時、場所及び出頭しない場合は、勾引を命ずることができることを面前で告知し、調書に明記したときは、召喚状を送達したものと同一の効力を有し、被告人が書面をもって、期日に出頭する届け出をしたときも、同様である。

第73条（在監者の召喚）

監獄または看守所にある者を召喚するには、当該監所の長官に通知しなければ

ならない。

第74条（被召喚者の尋問）

被告人が召喚により出頭したときは、やむを得ない事故が確かにある場合を除き、速やかに尋問しなければならない。

第75条（被召喚者の勾引）

被告人が、召喚が適法にされた上で、正当な理由なく出頭しないときは、これを勾引することができる。

第76条（勾引）

被告人の犯罪の嫌疑が重大であり、次の事情のいずれかがある場合は、必要なときは、召喚を経ず直ちに勾引することができる。

- 一 定まった住所または居所を有しないとき。
- 二 逃亡し、または逃亡するおそれがあると認めるに足りる事実があるとき。
- 三 証拠を隠滅、偽造、変造、または共犯もしくは証人と結託するおそれがあると認めるに足りる事実があるとき。
- 四 死刑、無期懲役または主刑が5年以上の有期懲役に当たる罪を犯したとき。

第77条（勾引令状、勾引状の方式）

- 1 被告人を勾引するには、勾引状を用いなければならない。
- 2 勾引状には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 被告人の氏名、性別、年齢、本籍及び住所または居所。ただし、年齢、本籍、住所または居所が明らかでないときは、記載を免ずることができる。
 - 二 事案。
 - 三 勾引の理由。
 - 四 引致（原文：解送）すべき場所。
- 3 第71条第3項及び第4項の規定は、勾引状にこれを準用する。

第78条（勾引の執行①）

- 1 勾引は、司法警察官または司法警察によって執行し、並びにその執行期間を制限することができる。
- 2 勾引状は、数通作成し、数人に交付して各別に執行させることができる。

第79条（勾引の執行②）

勾引状は、2通を備え、勾引を執行するときに、1通を被告人またはその家族に交付しなければならない。

第80条（勾引執行後の処置）

勾引を執行した後、勾引状に執行の場所及び年、月、日、時を記載し、執行することができなかったときは、その事由を記載し、執行する者が署名し、勾引を命じた公務員に提出しなければならない。

第81条（管轄区域外の勾引の執行）

司法警察官または司法警察は、必要なときは、管轄区域外で勾引を執行し、または当該地の司法警察官に執行することを求めることができる。

第82条（勾引の嘱託）

審判長または検察官は、勾引状に記載すべき事項を備え、被告人の所在地の検察官に被告人を勾引することを嘱託することができ、被告人が当該地にいないときは、受託検察官は、その所在地の検察官に転嘱することができる。

第83条（現役軍人の勾引）

被告人が現役軍人であるときは、その勾引は、勾引状をもって、管轄長官に照会し、執行に協力させなければならない。

第84条（指名手配）

被告人が逃亡または蔵匿したときは、これを指名手配（原文：通緝）することができる。

第85条（指名手配令状、指名手配書の方式）

1 被告人を指名手配するには、指名手配書（原文：通緝書）を用いなければならない。

2 指名手配書には、次の事項を記載しなければならない。

一 被告人の氏名、性別、生年月日、身分証明書類番号、住所または居所及びその他の識別に資するに足る特徴。ただし、生年月日、住所または居所が明らかでないときは、記載を免ずることができる。

二 起訴された事実。

三 指名手配の理由。

四 犯罪の日、時、場所。ただし、犯罪の日、時、場所が明らかでないときは、記載を免ずることができる。

五 引致すべき場所。

3 指名手配書には、捜査中は、検察総長または検察長が署名し、公判中は、法院院長が署名する。

第86条（指名手配の方法）

指名手配は、指名手配書をもって、付近または各処の検察官、司法警察機関に通知しなければならない、必要なときは、新聞に掲載し、またはその他の方法を用いてこれを公告することができる。

第87条（指名手配の効力）

1 指名手配が通知または公告された後、検察官、司法警察官は、被告人を勾引し、または直ちにこれを逮捕することができる。

2 利害関係者は、直ちに指名手配の被告人を逮捕し、検察官、司法警察官に引き渡し、または検察官、司法警察官にこれを逮捕することを求めることができる。

3 指名手配は、その原因が消滅または明らかに必要がなくなったときは、直ちに取り消さなければならない。

4 指名手配取消しの通知または公告については、前条の規定を準用する。

第88条（現行犯及び準現行犯）

1 現行犯は、何人であると問わず、直ちにこれを逮捕することができる。

2 犯罪を実施中または実施後即時に発覚したときは、現行犯とする。

3 次の事情のいずれかがあるときは、準現行犯として論ずる。

一 犯罪者として追呼されているとき。

二 凶器、贓物もしくはその他の物を所持し、または身体、被服等に犯罪の顕著な痕跡があり、明らかに犯罪者であることを疑うべきとき。

第88条の1（緊急勾引）

1 検察官、司法警察官または司法警察は、犯罪を捜査し、次の事情のいずれかがあり、状況が急迫であるときは、直ちにこれを勾引することができる。

一 現行犯の供述によるものであり、かつ共犯の嫌疑が重大であると認める

に足りる事実があるとき。

二 執行または勾留中に脱走したとき。

三 犯罪の嫌疑が重大であると認めるに足りる事実があり、取調べを受けている場から逃走したとき。ただし、明らかに主刑が1年以下の有期徒刑、拘留または専科罰金に当たる罪を犯したときは、この限りでない。

四 死刑、無期懲役または主刑が5年以上の有期徒刑に当たる罪を犯し、嫌疑が重大であり、逃亡するおそれがあると認めるに足りる事実があるとき。

2 前項の勾引は、検察官が自ら執行するときは、勾引状を用いず行うことができ、司法警察官または司法警察が執行するときは、急迫の状況であり、検察官に報告することに及ばないときに限り、執行後、直ちに検察官に報告し、勾引状の発布を求めなければならない。検察官が勾引状を発布しないときは、直ちに勾引されている者を釈放しなければならない。

3 検察官、司法警察官または司法警察は、第1項の規定により犯罪嫌疑者を勾引するときは、直ちに本人及びその家族に対し、弁護人を選任し、出頭させることができることを告知しなければならない。

第89条（勾引、逮捕についての権利告知、身体、名誉の保護等）

1 勾引または逮捕を執行するには、その場で被告人または犯罪嫌疑者に勾引または逮捕の原因及び第95条第1項に挙げられる事項を告知し、並びにその身体及び名誉に注意しなければならない。

2 前項の場合は、書面をもって、勾引または逮捕の原因を被告人または犯罪嫌疑者及びその指定する親友に通知しなければならない。

第89条の1（勾引、逮捕または引致についての戒具の使用等）

1 勾引、逮捕または引致を執行するには、戒具を使用することができる。ただし、必要な限度を超えてはならない。

2 前項の場合は、被告人または犯罪嫌疑者の身体及び名誉に注意し、公然とその戒具を露出させることを避けなければならない、継続使用の必要がなくなったときは、直ちに解除しなければならない。

3 前2項の戒具使用の範囲、方法、方式及びその他の遵守すべき事項の実施の弁法は、行政院が司法院と協議してこれを定める。

第90条（勾引、逮捕または引致における強制力の使用）

被告人が勾引または逮捕を拒否し、または脱走したときは、強制力を用いてこれを勾引または逮捕することができる。ただし、必要な限度を超えてはならない。

第91条（被告人の引致）

勾引または指名手配によって逮捕した被告人は、直ちに指定された場所に引致しなければならない。24時間以内に、指定された場所に到達することができないときは、勾引または指名手配を命じた者が法院または検察官かによって、最寄りの法院または検察機関に引致し、人違いでないかどうかの尋問を行わなければならない。

第92条（現行犯の引致）

1 犯罪を捜査する権限のない者が現行犯を逮捕したときは、直ちに検察官、司法警察官または司法警察に引き渡さなければならない。

2 司法警察官、司法警察は、現行犯を逮捕または引き渡しを受けるときは、直ちに検察官に引致しなければならない。ただし、主刑が1年以下の有期徒刑、拘留または専科罰金に当たる罪を犯し、または告訴もしくは請求を待つて論ずる罪を犯し、その告訴もしくは請求が取り下げられ、または告訴期間が過ぎたときは、検察官の許可を得て、引致しないことができる。

3 第1項の現行犯を逮捕した者に対しては、その氏名、住所または居所及び逮捕の事由を問わなければならない。

第93条（即時尋問）

1 被告人または犯罪嫌疑者が勾引または逮捕により出頭したときは、即時に尋問しなければならない。

2 捜査中に、検察官が尋問した後、勾留の必要があると認めるときは、勾引または逮捕された時から24時間内に、請求書をもって、犯罪事実並びに適用すべき罰条及び証拠と勾留の理由を記載し、謄本を備え、並びに一件記録及び証拠物を添付し、管轄法院に対してこれを勾留することを請求しなければならない。ただし、証拠を隠滅、偽造、変造、または共犯もしくは証人と結託すること等と認めるに足りる事実があり、捜査の目的または他人の生命、身体に危害

が加えられるおそれがある一件記録及び証拠物があるときは、あらためて別の請求書をもって、理由を記載し、法院に対して、適当な方式をもって、被告人及びその弁護人にその内容を知らされることを制限または禁止することを請求しなければならない。

3 前項の場合は、請求がされないときは、検察官は、直ちに被告人を釈放しなければならない。ただし、第101条第1項または第101条の1第1項の各号に定める事情のいずれかがあるが、勾留を請求する必要がないと認める場合には、直ちに保証金を立てること（原文：具保）、身元を引き受けること（原文：責付）を命じ、または住居を制限することができ、保証金を立てること、身元を引き受けることまたは住居の制限をすることができず、必要な事情があるときは、なお法院に対してこれを勾留することを請求することができる。

4 前3項の規定は、検察官が法院の少年事件処理法または軍事審判機関の軍事審判法により移送した被告人を受け取るときに、これを準用する。

5 法院は、前3項の勾留の請求を受理し、被告人及びその弁護人に請求書の謄本を交付した後、即時に尋問しなければならない。ただし、尋問が深夜に及ぶときは、被告人、弁護人及び被告人の補佐人となることができる者が法院に翌日の日中に尋問することを請求することができ、法院は、正当な理由があるのでなければ、拒むことができない。深夜に請求を受理するときは、翌日の日中に尋問しなければならない。

6 前項ただし書の深夜は、午後11時から翌日の午前8時までを指す。

第93条の1（法定障害事由）

1 第91条及び前条第2項に定める24時間について、次の事情のいずれかがあるときは、その経過の時間は、算入しない。

一 交通障害またはその他のやむを得ない事由があることによって生じたやむを得ない遅滞。

二 引致中の時間。

三 第101条の3第1項の規定により質問することができない場合。

四 被告人または犯罪嫌疑者が健康上の突発の事由があることによって事実上尋問することができない場合。

五 被告人または犯罪嫌疑者が弁護人を選任する意思を表示し、弁護人の出頭を待つことによって尋問しない場合。ただし、待機時間は、4時間を超えてはならない。第31条第5項の弁護士の出頭を待つことによって尋問せず、または心身の障害のため、完全な陳述をすることができず、第35条第3項の通知された付添人の出頭を待つことによって尋問しない場合も、同様である。

六 被告人または犯罪嫌疑者に通訳人の通訳の必要があり、その通訳人の出頭を待つことによって尋問しない場合。ただし、待機時間は、6時間を超えてはならない。

七 被告人が検察官により保証金を立てることまたは身元を引き受けることを命じ、保証金を立てることまたは身元を引き受けることを待つ場合。ただし、待機時間は、4時間を超えてはならない。

八 犯罪嫌疑者が法院により提審⁽³³⁾される期間。

2 前項各号の事情の経過時間内には、尋問してはならない。

3 第1項の法定障害事由によって24時間内に、管轄法院に移送することができない場合は、検察官は、勾留を請求するときは、その事由を疎明しなければならない。

第八章の一 出国、出港制限

第93条の2（出国、出港制限、出国、出港制限令状及びその方式）

1 被告人の犯罪の嫌疑が重大であり、次の各号の事情のいずれかがあり、必要なときは、検察官または法官は、直ちに出国、出港を制限することができる。ただし、主刑が拘留または専科罰金に当たる罪を犯したときは、直ちにこれを制限することはできない。

一 定まった住所または居所を有しないとき。

二 逃亡するおそれがあると認めるに足りる相当な理由があるとき。

三 証拠を隠滅、偽造、変造、または共犯もしくは証人と結託するおそれがあると認めるに足りる相当な理由があるとき。

2 出国、出港を制限するには、書面をもって、次の事項を記載しなければならない。

翻 訳

一 被告人の氏名、性別、生年月日、身分証明書類番号、住所または居所及びその他の識別に資するに足りる特徴。

二 事案及び犯した罰条。

三 出国、出港制限の理由及び期間。

四 執行機関。

五 出国、出港制限の処分に対して不服があるときの救済方法。

3 被告人の住所または居所が明らかでなく通知をすることができないときを除き、前項の書面については、遅くとも出国、出港を制限した後、6ヶ月以内に、通知しなければならない。ただし、通知する前に、被告人を尋問したときは、法廷において告知し、並びに前項の書面を交付しなければならない。

4 前項前段の場合は、被告人が書面の通知を受け取る前に、出国、出港制限を知らされたときも、なお第2項の書面の交付を請求することができる。

第93条の3（出国、出港制限の期間）

1 捜査中に、検察官が被告人の出国、出港を制限するには、8ヶ月を超えてはならない。ただし、出国、出港制限を継続する必要があるときは、具体的な理由を添付し、遅くとも期間終了の20日前に、書面をもって、前条2項第1号ないし第4号に定める事項を記載し、管轄法院に対してこれを決定することを請求すると同時に、請求書の謄本をもって、被告人及びその弁護人に通知しなければならない。

2 捜査中に、検察官が出国、出港制限の延長を請求するには、1回目の延長は、4ヶ月を超えてはならず、2回目の延長は、2ヶ月を超えてはならず、延長は、2回に限る。公判中の出国、出港制限は、毎回8ヶ月を超えてはならず、主刑が10年以下の有期徒刑に当たる罪を犯したときは、通じて5年を超えてはならず、その他の罪については、通じて10年を超えてはならない。

3 捜査または公判中の出国、出港制限の期間には、被告人が逃亡し隠れることによって指名手配される期間は、算入しない。

4 法院は、出国、出港制限の延長を決定する前に、被告人及びその弁護人に意見を陳述する機会を与えなければならない。

5 起訴または判決後、事件が法院または上訴審に係属する場合に、原出国、

出港制限の残存期間が1ヶ月未満であるときは、1ヶ月延長する。

6 前項の起訴後、法院に係属する法定延長期間及び捜査中の残存出国、出港制限期間は、公判中の期間に算入する。

第93条の4（出国、出港制限の取消しの擬制）

被告人は、不起訴処分、起訴猶予処分、または無罪、免訴、刑の免除、刑の執行猶予（原文：緩刑）、罰金、訓戒をもって換刑（原文：易以訓戒）すること、または第303条第3号、第4号の不受理の判決が言い渡されたときは、出国、出港制限を取り消したものとみなす。ただし、上訴期間内または上訴中に、必要があるときは、出国、出港制限を継続することができる。

第93条の5（出国、出港制限の取消し）

1 被告人及びその弁護人は、検察官または法院に対して、出国、出港制限の取消しまたは変更を請求することができる。検察官は、捜査中に、取消しの請求をすることもでき、並びに請求するときは、先に出国、出港の主管機関に対して通知し、出国、出港制限を解除することができる。

2 捜査中の出国、出港制限の取消しは、検察官が請求するときを除き、検察官の意見を聴かなければならない。

3 捜査中に、検察官がした出国、出港制限は、検察官の職権によりこれを取り消し、または変更することができる。ただし、起訴後、事件が法院に係属するときは、捜査中の残存出国、出港制限の期間は、法院が職権または請求によりこれを行うことができる。

4 捜査及び公判中に、法院がした出国、出港制限は、法院の職権によりこれを取り消し、または変更することができる。

第93条の6（出国、出港制限についての準用）

本章以外の規定により直ちに保証金を立てること、身元を引き受けることを命じ、または住居を制限することができるときも、なお出国、出港制限を命ずることができ、この場合においては、第93条の2第2項及び第93条の3ないし第93条の5の規定を準用する。

第九章 被告人の尋問

第94条（人定質問）

被告人を尋問するには、まずその氏名、性別、年齢、本籍、職業、住所または居所を問いて人違いでないかどうかを確かめ、人違いであるときは、直ちに釈放しなければならない。

第95条（権利告知）

1 被告人を尋問するには、まず以下の事項を告知しなければならない。

一 犯罪の嫌疑及び犯した全ての罪名。罪名が告知された後、変更すべきであると認めるときは、あらためて告知しなければならない。

二 黙秘を維持することができ、自己の意思に反して、陳述することを要しない。

三 弁護人を選任することができる。低所得、中低所得、先住民族またはその他の法令により法律扶助を請求することができる者は、これを請求することができる。

四 有利な証拠を取り調べることを請求することができる。

2 弁護人のない被告人が弁護人を選任したことを表示したときは、直ちに尋問を停止しなければならない。ただし、被告人が尋問の続行に同意するときは、この限りでない。

第96条（犯罪の嫌疑の弁明）

被告人を尋問するには、犯罪の嫌疑を弁明する機会を与えなければならない、弁明があるときは、その一部始終を連続して陳述することを命じ、その有利な事実を陳述したときは、被告人に証明の方法を示すことを命じなければならない。

第97条（個別尋問と対質）

1 被告人が数人あるときは、各別にこれを尋問しなければならない、尋問をされていない者は、立ち会ってはならない。ただし、真実を発見するについて必要のため、対質を命ずることができる。被告人も、対質を請求することができる。

2 被告人の対質請求に対しては、明らかに必要がないときを除き、拒むことはできない。

第98条（尋問の態度）

被告人を尋問するには、懇切な態度でなければならず、強制、脅迫、利益誘導、疲労状態での尋問またはその他の不正な方法を用いてはならない。

第99条（通訳人の使用）

1 被告人が聴覚もしくは言語に障害があり、または言語が通じない者である場合は、通訳人がこれを通訳しなければならず、必要なときは、文字で尋問し、または文字で陳述することを命ずることができる。

2 前項の規定は、その他の尋問または質問を受けた者にこれを準用する。ただし、法律に別段の規定があるときは、その規定による。

第100条（被告人の供述の記載）

被告人の犯罪に対する自白及びその他の不利な供述、並びにその陳述した有利な事実及び示した証明の方法は、調書内に明確に記載しなければならない。

第100条の1（被告人の尋問の全過程の録音録画）

1 被告人を尋問するには、全過程を連続して録音しなければならず、必要なときは、全過程を連続して録画しなければならない。ただし、急迫の状況があり、かつ調書に明記したときは、この限りでない。

2 調書内に記載された被告人の供述と録音または録画の内容が符合しないときは、前項ただし書の事情があるものを除き、その符合しない部分は、証拠とすることはできない。

3 第1項の録音、録画の資料の保管方法は、司法院、行政院が各別にこれを定める。

第100条の2（犯罪嫌疑者の質問についての準用）

本章の規定は、司法警察官または司法警察が犯罪嫌疑者に質問をするときに、これを準用する。

第100条の3（夜間質問の禁止）

1 司法警察官または司法警察の犯罪嫌疑者に対する質問は、夜間に行うことができない。ただし、次の事情のいずれかがあるときは、この限りでない。

- 一 質問を受けた者が同意を明示したとき。
- 二 夜間に勾引または逮捕により出頭し、人違いでないかどうかを確かめる

とき。

三 検察官または法官の許可を得たとき。

四 急迫の事情があるとき。

2 犯罪嫌疑者が直ちに質問を要求したときは、即時に質問をしなければならない。

3 夜間は、日出前、日没後とする。

第一〇章 被告人の勾留

第101条（勾留）

1 被告人が法官により尋問した後、犯罪の嫌疑が重大であり、次の事情のいずれかがあり、勾留しなければ、明らかに追訴、審判または執行することが困難であるときは、これを勾留することができる。

一 逃亡し、または逃亡するおそれがあると認めるに足りる事実があるとき。

二 証拠を隠滅、偽造、変造、または共犯もしくは証人と結託するおそれがあると認めるに足りる事実があるとき。

三 死刑、無期懲役または主刑が5年以上の有期懲役に当たる罪を犯し、逃亡、証拠を隠滅、偽造、変造、または共犯もしくは証人と結託するおそれがあると認めるに足りる相当な理由があるとき。

2 法官が前項の尋問をする時に、検察官は、出席して勾留請求の理由を陳述し、必要な証拠を提出することができる。ただし、第93条第2項ただし書の場合は、検察官は、出席して理由を疎明し、並びに制限または禁止の範囲を示さなければならない。

3 第1項各号の根拠とする事実、各項の理由の具体的な内容及び関連証拠は、被告人及びその弁護人に告知し、並びに調書に記載しなければならない。ただし、第93条第2項ただし書の規定により法院が被告人及びその弁護人に一件記録及び証拠物を知らされることを禁止したときは、勾留審査の根拠とすることはできない。

4 被告人、弁護人は、第1項の尋問前に、法官に対して、答弁の準備のための適当な時間の付与を請求することができる。

第101条の1（予防勾留）

1 被告人が法官により尋問された後、次の各号の罪を犯し、その嫌疑が重大であり、同一の犯罪を反復実行するおそれがあると認めるに足る事実があり、勾留の必要があると認めるときは、これを勾留することができる。

一 刑法第173条第1項、第3項、第174条第1項、第2項、第4項、第175条第1項、第2項の放火罪、第176条の準放火罪、第185条の1の乗り物の強取罪。

二 刑法第221条の強制性交罪、第222条の加重強制性交罪、第224条の強制わいせつ罪、第224条の1の加重強制わいせつ罪、第225条の機会に乗じた性交わいせつ罪、第226条の1の強制性交わいせつの結合罪、第227条の幼年男女に対する性交またはわいせつ罪、第271条第1項、第2項の殺人罪、第272条の直系の血縁の尊属殺人罪、第277条第1項の傷害罪、第278条第1項の重傷罪、セクシャルハラスメント防止法（性騷擾防治法）第25条第1項の罪。ただし、告訴を待って論ずる罪について、告訴がされておらず、またはその告訴が取り下げられ、若しくは告訴期間が過ぎたときは、この限りでない。

三 刑法第296条の1の人身売買罪、第299条の被略取者所在国外移送罪、第302条の自由妨害罪。

四 刑法第304条の強要罪、第305条の脅迫罪。

五 刑法第320条、第321条の窃盗罪。

六 刑法第325条、第326条の強奪罪、第328条第1項、第2号、第4号の強盗罪、第330条の加重強盗罪、第332条の強盜結合罪、第333条の海賊罪、第334条の海賊結合罪。

七 刑法第339条、第339条の3の詐欺罪、第339条の4の加重詐欺罪。

八 刑法第346条の恐喝罪、第347条第1項、第3項の身の代金目的略取罪、第348条の身の代金目的略取結合罪、第348条の1の準身の代金目的略取罪。

九 銃砲刀剣彈藥取締条例（槍砲彈藥刀械管制条例）第7条、第8条の罪（銃砲等の製造、販売、運輸または譲渡、賃貸、貸出し等の罪）。

一〇 麻薬危害抑制条例（毒品危害防制条例）第4条第1項ないし第4項の罪（麻薬〔コカイン、あへん、マリファナ、アンフェタミン、ハッピービル、

MDMA、ジアゼパム、アルプラゾラム等]の製造、運輸、販売罪)。

一一 人身取引防止法(人口販運防制法)第34条の罪(臓器摘出罪)。

2 前条第2項ないし第4項の規定は、前項の場合についてこれを準用する。

第101条の2(勾留の免除)

被告人が法官により尋問された後、第101条第1項または第101条の1第1項の各号に定める事情のいずれかがあるが、勾留の必要がないと認めるときは、直ちに保証金を立てること、身元を引き受けることを命じ、または住居を制限することができ、第114条の各号に定める事情のいずれかがあり、保証金を立てること、身元を引き受けることまたは住居を制限することができない事情があるのでなければ、勾留することはできない。

第102条(勾留令状、勾留状の方式)

1 被告人を勾留するには、勾留状(原文:押票)を用いなければならない。

2 勾留状には、被告人に指印させ、並びに次の事項を記載しなければならない。

一 被告人の氏名、性別、年齢、出生地及び住所または居所。

二 事案及び犯した罰条。

三 勾留の理由及びその根拠とする事実。

四 勾留すべき場所。

五 勾留の期間及びその起算日。

六 勾留の処分に対して不服があるときの救済方法。

3 第71条第3項の規定は、勾留状についてこれを準用する。

4 勾留状には、法官が署名する。

第103条(勾留の執行)

1 勾留を執行するには、捜査中は、検察官の指揮により、公判中は、審判長または受命法官の指揮により、司法警察が被告人を指定された看守所に引致し、当該所の長官は、人違いがないことを確かめた後、勾留状に引致した年、月、日、時を付記し、署名しなければならない。

2 勾留を執行するときは、勾留状を各別に検察官、看守所、弁護人、被告人及び被告人の指定する親友に送付しなければならない。

3 第81条、第89条及び第90条の規定は、勾留の執行についてこれを準用する。

第103条の1（勾留場所の変更）

1 捜査中に、検察官、被告人またはその弁護人は、看守所及び勾留されている被告人の安全を維持し、またはその他の正当な事由があると認めるときは、法院に対して、勾留されている被告人の勾留場所を変更することを請求することができる。

2 法院は、前項の請求により被告人の勾留場所を変更するときは、直ちに検察官、看守所、弁護人、被告人及び被告人の指定する親友に通知しなければならない。

第104条（削除）

第105条（勾留されている被告人の処遇、拘束）

1 勾留されている被告人の拘束は、勾留の目的及び勾留所の秩序を維持するについて必要なときに限る。

2 被告人は、自ら飲食及び日用の必需品を備え、並びに外部の人と接見、交通し、書籍及びその他の物を授受することができる。ただし、勾留所は、これを監視または検閲することができる。

3 法院は、被告人が前項の接見、交通及び物の授受をするには、逃走または証拠を隠滅、偽造、変造、または共犯もしくは証人と結託するおそれがあると認めるに足りる場合は、検察官の請求または職権により、これを禁止または差し押さえることを命ずることができる。ただし、検察官または勾留所は、急迫の事情があるときは、先に必要な処分をすることができ、並びに即時に法院に報告して許可を得なければならない。

4 前項によりした禁止または差押えについて、その対象、範囲及び期間等は、捜査中は、検察官、公判中は、審判長または受命法官が指定し、並びに看守所を指揮してこれを執行する。ただし、被告人の正当な防御の準備の権利を制限してはならない。

5 被告人が暴行または逃亡、自殺するおそれがあると認めるに足りる事実があるときでなければ、その身体を拘束することはできない。身体拘束の処分は、急迫の事情があるときに限り、勾留所の長官がこれを行い、並びに即時に法院

に報告して許可を得なければならない。

第106条（勾留所の視察）

被告人を勾留する場所は、検察官が努めて視察を加えなければならない。視察の事情は、主管の長官に報告し、法院に通知しなければならない。

第107条（勾留の取消し①）

1 勾留は、その原因がなくなったときに、直ちに勾留を取り消し、被告人を釈放しなければならない。

2 被告人、弁護人及び被告人の補佐人となることができる者は、法院に対して、勾留を取り消すことを請求することができる。検察官は、捜査中も勾留の取消しを請求することができる。

3 法院は、前項の請求について、被告人、弁護人または被告人の補佐人となることができる者が陳述した意見を聴くことができる。

4 捜査中に、検察官が勾留の取消しを請求したときは、法院が勾留を取り消さなければならない。検察官が請求するときは、先に被告人を釈放することができる。

5 捜査中の勾留の取消しは、検察官が請求するときを除き、検察官の意見を聴かななければならない。

第108条（勾留期間の延長、勾留の取消し②）

1 被告人の勾留は、捜査中は2ヶ月を超えてはならず、公判中は3ヶ月を超えてはならない。ただし、勾留を継続する必要があるときは、期間終了前に、法院が第101条または第101条の1の規定により被告人を尋問した後、決定でこれを延長することができる。捜査中の勾留期間を延長するには、検察官は、具体的な理由を添付し、遅くとも期間終了の5日前に、法院に対してこれを決定することを請求しなければならない。

2 前項の決定は、法廷において宣告する場合を除き、期間終了前に正本をもって被告人に送達するときは、勾留延長の効力を生ずる。勾留期間終了後、勾留を延長する決定は、送達が合法にされていないときは、勾留を取り消したものとみなす。

3 公判中の勾留期間は、一件記録及び証拠物が法院に送付された日から起算

する。起訴後、裁判後または送付前の勾留期間は、捜査中または原審法院の勾留期間に算入する。

4 勾留期間は、勾留状を發布した日から起算する。ただし、勾留前の逮捕、勾引期間は、1日を裁判が確定する前の勾留日数の1日として計算する。

5 勾留期間の延長は、捜査中は2月を超えてはならず、延長は1回に限る。公判中は毎回2ヶ月を超えてはならず、主刑が10年以下の有期徒刑に当たる罪を犯したときは、第一審、第二審は、3回に限り、第三審は1回に限る。

6 事件が差し戻されたときは、その勾留延長の回数は、更新して計算しなければならない。

7 勾留期間終了後、起訴または裁判がされていない場合には、勾留を取り消したものとみなし、検察官または法院は、被告人を釈放しなければならない。検察官が釈放するときは、即時に法院に通知しなければならない。

8 第2項及び前項により勾留を取り消したものとみなすときは、釈放する前に、捜査中は検察官が法院に対して、被告人に保証金を立てること、身元を引き受けることを命じ、または住居を制限することを請求することができる。保証金を立てること、身元を引き受けることまたは住居を制限することができず、必要があると認めるときは、具体的な理由を添付し、併せて法院に対して、第101条または第101条の1の規定により被告人を尋問した後、これの勾留を継続することを請求することができる。公判中は法院が、保証金を立てること、身元を引き受けることを命じ、または住居を制限することができ、直ちに保証金を立てること、身元を引き受けることまたは住居を制限することができず、必要があるときは、第101条または第101条の1の規定により被告人を尋問した後、これの勾留を継続することができる。ただし、死刑、無期懲役または主刑が7年以上の有期徒刑に当たる罪を犯したときは、法院は、捜査中の事件については検察官の請求により、公判中の事件については職権により、直ちに第101条の規定により被告人を尋問した後、これの勾留を継続することができる。

9 前項の勾留継続の期間は、勾留を取り消したものとみなした日から起算し、2ヶ月に限り、延長することができない。勾留継続の期間が終了するときは、直ちに被告人を釈放しなければならない。

10 第111条、第113条、第115条、第116条、第116条の2、第117条、第118条第1項、第119条の規定は、第8項の保証金を立てること、身元を引き受けることまたは住居を制限することについてこれを準用する。

第109条（勾留の取消し③）

事件が上訴された場合には、被告人の勾留期間が既に原審判決の刑期を超えたときは、直ちに勾留を取り消し、被告人を釈放しなければならない。ただし、検察官が被告人の不利益のための上訴をするときは、保証金を立てること、身元を引き受けることを命じ、または住居を制限することができる。

第110条（保釈の請求）

- 1 被告人及びその補佐人となることができる者または弁護人は、いつでも、保証金を立て、法院に対して、勾留を停止することを請求することができる。
- 2 検察官は、捜査中に、法院に対して、被告人に保証金を立てることを命じ、勾留を停止することを請求することができる。
- 3 前2項の保証金を立て、勾留を停止する審査については、第107条第3項の規定を準用する。
- 4 捜査中に、法院が保証金を立て、勾留の停止を決定するときは、第114条及び本条第2項の事情があるときを除き、検察官の意見を聴かなければならない。

第111条（保証金額・保釈の条件）

- 1 勾留の停止の請求を許可するときは、保釈保証書を提出することを命じ、並びに相当な金額を指定しなければならない。
- 2 保釈保証書は、管轄区域内の信用のある者が立てたものに限り、並びに保証金額及び法により納付する事由を記載しなければならない。
- 3 指定された保証金額は、請求人が納付を受け入れ、または第三者による納付を許可したときは、保釈保証書を提出することを免ずることができる。
- 4 保証金の納付は、有価証券をもって代えることを許可することができる。
- 5 勾留の停止の請求を許可したときは、被告人の住居を制限することができる。

第112条（保証金額の制限）

被告人が専科罰金に当たる罪を犯したときは、指定された保証金額は、罰金の最高額を超えてはならない。

第113条（勾留の停止）

勾留の停止の請求を許可したときは、保釈保証書または保証金を受け取った後、勾留を停止し、被告人を釈放しなければならない。

第114条（必要的保釈）

勾留されている被告人が、次の事情のいずれかがある場合に、保証金を立て勾留の停止を請求するときは、却下することができない。

一 主刑が3年以下の有期徒刑、拘留または専科罰金に当たる罪を犯したとき。ただし、累犯、犯罪の習慣があり、仮釈放中にさらに罪を犯し、または第101条の1により勾留されたときは、この限りでない。

二 受胎後5ヶ月以上または出産後2ヶ月を経過しないとき。

三 疾病に罹り、保釈して治療しなければ、明らかに全快が困難であるとき。

第115条（身元の引き受け）

1 勾留されている被告人は、保証金を立てることを命ずることなく、補佐人となることができる者または管轄区域内のその他の適当な者に身元を引き受けさせ、勾留を停止することができる。

2 身元を引き受けた者は、証書を提出し、召喚があるときは、いつでも、被告人を出頭させるべきことを明記しなければならない。

第116条（住居の制限）

勾留されている被告人は、保証金を立てることを命ずることなく、その住居を制限し、勾留を停止することができる。

第116条の1（身元の引き受け、住居の制限についての準用）

第110条第2項ないし第4項の規定は、前2条の身元を引き受けること、住居を制限することについてこれを準用する。

第116条の2（付停止条件の勾留停止）

1 法院は、勾留の停止を許可した場合は、人権保障及び公共の利益の均衡維持を斟酌し、必要があると認めるときは、相当な期間を定め、被告人に次の事

項を遵守すべきことを命ずることができる。

一 定期的に法院、検察官または指定された機関に出頭すること。

二 被害者、証人、鑑定人、本案の捜査、審判に関与した公務員またはその配偶者、直系の血縁、3親等内の傍系の血縁、2親等内の姻族、家長、家族の身体または財産に危害、恐喝、嫌がらせ、接触、ストーカー行為を行うことができないこと。

三 第114条第3号の事情により勾留を停止した場合には、日常生活及び職業を維持するのに必要であるときを除き、法院または検察官の許可を得ず、治療の目的と明らかに関係のない活動に従事することができないこと。

四 適当な科学技術設備による監視を受けること。

五 法院または検察官の許可を得ず、住所、居所または一定の区域を離れることができないこと。

六 旅券、旅行書類の交付、法院も主管機関に旅券、旅行書類を発行しないことを通知することができる。

七 法院または検察官の許可を得ず、特定の財産について、一定の処分をすることができないこと。

八 その他の法院が適当と認める事項。

2 前項各号の規定は、請求または職権により、これを変更、延長または取り消すことができる。

3 法院は、公判中に、勾留の停止を許可したときは、被告人に判決を言い渡す期日に出頭することを命ずることができる。

4 法院の第1項または第3項により定めた遵守すべき事項に違反したときは、直ちに勾引することができる。

5 第1項第4号の科学技術設備による監視の実施機関（構）、人員、方法及び手続等の事項の執行弁法は、司法院が行政院と協議してこれを定める。

第117条（勾留の再執行）

1 勾留を停止した後、次の事情のいずれかがあるときは、勾留を再執行することを命ずることができる。

一 召喚が適法にされた上で、正当な理由なく出頭しないとき。

二 住居の制限を受けたにもかかわらず、違反したとき。

三 本案に新たに第101条第1項、第101条の1第1項各号に定める事情のいずれかが発生したとき。

四 法院の前条により定めた遵守すべき事項に違反したとき。

五 第101条第1項第3号により勾留された被告人が、第114条第3号の事情により勾留を停止された後、その勾留の停止の原因が消滅したにもかかわらず、勾留の必要があるとき。

2 捜査中に、前項の事情のいずれかがあるときは、檢察官の請求により法院がこれを行う。

3 勾留の再執行の期間は、勾留の停止前の執行期間と併せて計算しなければならない。

4 法院が第1項の規定により勾留の再執行を命ずるときは、第103条第1項の規定を準用する。

第117条の1（保証金を立てること、身元の引き受け、住居の制限等についての準用）

1 前2条の規定は、檢察官が第93条第3項ただし書もしくは第228条第4項により直ちに保証金を立てること、身元を引き受けることを命じ、または住居を制限し、若しくは法院が第101条の2により直ちに保証金を立てること、身元を引き受けることを命じ、または住居を制限する場合についてこれを準用する。

2 法院は、前項の規定により被告人を勾留するときに、第101条、第101条の1の規定を準用する。檢察官は、法院に対して、被告人を勾留することを請求するときに、第93条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定により勾留を執行する場合、保釈の責任を免除する。

第118条（保釈金の没取）

1 保証金が立てられた被告人が逃亡し隠れたときは、保証金を立てた者に指定された保証の金額を納付することを命じ、これを没取しなければならない。納付しないときは、強制執行する。保証金を納付したときは、これを没取する。

2 前項の規定は、檢察官が第93条第3項ただし書及び第228条第4項により

保証金を立てることを命ずるときについてこれを準用する。

第119条（保証金を立てる責任の免除、保証金の取下げ）

1 勾留の取消し、勾留の再執行、不起訴処分、有罪判決が確定し、入監して執行、または裁判によって勾留の効力が消滅したときは、保証金を立てる責任を免除する。

2 被告人及び保釈保証書を立て、または保証金を納付した第三者は、保証を取り下げを請求することができ、法院または検察官がその保証を取り下げを許可することができる。ただし、別段の規定があるときは、その規定による。

3 保証金を立てる責任を免除し、または保証を取り下げたときは、その保釈保証書を抹消し、または没取されていない保証金を返還しなければならない。

4 前3項の規定は、身元を引き受けた者にこれを準用する。

第119条の1（保釈金の利子）

1 現金で保釈保証金を納付して保証金を立てる場合は、保証金に利子をつけ、並びに前条第3項の規定により返還するときは、実際に受け取った利子と併せてこれを返還しなければならない。その返還を受けるべき者が所在不明またはその他の事故により返還することができない場合には、法院または検察官は、これを公告しなければならず、公告をした日から10年を経過し、返還を請求する者がいないときは、国庫に帰属する。

2 第118条の規定により保証金を没取するときは、実際に受け取った利子と併せて没取する。

3 刑事保証金の保管、利子の計算及び返還作業の弁法は、司法院が行政院と協議してこれを定める。

第120条（削除）

第121条（勾留の取消し等の各処分の決定または命令の機関）

1 第107条第1項の勾留の取消し、第109条の保証金を立てること、身元を引き受けることを命じ、または住居を制限すること、第110条第1項、第115条及び第116条の勾留の停止、第116条の2第2項の変更、延長または取消し、第118条第1項の保証金の没取、第119条第2項の保証の取下げは、法院の決定に

より行う。

2 事件が第三審上訴中に、一件記録及び証拠物が当該法院に送付されたときは、前項の処分、勾留、その他勾留に関する事項及び第93条の2ないし第93条の5に関する出国、出港制限の処分は、第二審法院がこれを決定する。

3 第二審法院は、前項の決定をする前に、第三審法院から一件記録及び証拠物を取り寄せることができる。

4 檢察官が第117条の1により被告人の遵守すべき事項の変更、延長または取消し、第118条第2項の保証金の没取、第119条第2項の保証の取下げ及び第93条第3項ただし書、第228条第4項の保証金を立てること、身元を引き受けることを命じ、または住居を制限することについては、捜査中は檢察官の命令により行う。

- (1) 劉觀其『一口氣讀完大清史』（海鶴、2014年）426－430頁。
- (2) 當時の中華民國における最高司法機關である。
- (3) 黃源盛「近代刑事訴訟理念與體制的形塑——民初大理院刑事程序判決再探」法制史研究第18期（2010年）191頁。
- (4) 「法院」は日本の「裁判所」に当たる。
- (5) 1912（民国元）年に中華民國で公布・施行された臨時的な基本法である。
- (6) 國史館『中華民國史法律志（初稿）』（國史館、1994年）179頁、黃・前掲注（3）190頁、謝振民『中華民國立法史（下）』（河南人民出版社、2016年）1248頁。
- (7) 「政府公報」（第2056號、1921年）207-208頁。
- (8) 國史館・前掲注（6）179頁、謝・前掲注（6）1249-1250、1252、1254頁。
- (9) 謝・前掲注（6）1282-1283頁。
- (10) 1928（民国17）年11月16日、司法部により改組された中華民國の最高司法機關である。
- (11) 法院組織法によって、最高法院、高等法院、地方法院の三種類の裁判所が設けられ、地方法院、高等法院を第一審または第二審とし、最高法院を第三審とする裁判制度が導入され、各裁判所の構成について、最高法院、高等法院はそれぞれ5人（または3人）、3人の法官により構成されるのに対して、地方法院は1人または3人の法官により構成されるとされた（同法3条）。
- (12) 中華民國の最高行政機關である。
- (13) 中華民國の最高立法機關である。

- (14) 謝・前掲注(6)1258頁。
- (15) 第二次世界大戦終戦まで、同法の効力は、現在の中華人民共和国、モンゴル国に及んでいた。日本の敗戦に伴い、1945(民国34)年10月25日以降、台湾は中華民国により接收され、同法を含めた中華民国法が全面的に適用されることになった。もっとも、1945(民国34)年10月から、中華民国のなかでは国民党と共産党の両党が相互に対する不信感を強め、武力衝突に突入した。翌年6月26日から、国民党は共産党と全面的な内戦を開始した。1949(民国38)年12月に、国民党は国共内戦に敗れ、台湾に移転し、中華民国の実効支配領域は、事実上、台湾及び付属の諸島のみとなり、中華民国法の効力もそれに伴い縮減されることとなった。鈴木賢「比較法学の視角から見た台湾法の特殊な位置づけ」新世代法政策学研究第18巻(2012年)295頁。
- (16) 第一屆立法院議案關係文書「院總第一六一號政府提案第一三二號」(立法院、1953年)35頁。
- (17) 前掲注(16)35頁。
- (18) すなわち、2002(民国91)年の法改正において、同法161条の「檢察官は、被告人の犯罪事実について立証責任を有する」とする規定が、「檢察官は、被告人の犯罪事実について立証責任を有し、並びに証明の方法を示さなければならない」(同法161条1項)に、同法163条の「法院は、真実を発見するについて必要のため、職権で証拠を取り調べなければならない。当事者、弁護人、代理人または補佐人は、証拠調べを請求し、並びに証拠を取り調べる時に、証人、鑑定人または被告人に質問をすることができる」とする規定が、「当事者、代理人、弁護人または補佐人は、証拠調べを請求し、並びに証拠を取り調べる時に、証人、鑑定人または被告人に質問をすることができる。審判長(日本の「裁判長」に当たる)は不当があると認めるときを除き、これを禁止することができない。法院は、真実を発見するため、職権で証拠を取り調べることができる。ただし、公平正義の維持または被告人の利益と重大な関係のある事項について、法院は、職権でこれ取り調べなければならない。法院は、前項の証拠調べをする前に、当事者、代理人、弁護人または補佐人に意見を陳述する機会を与えなければならない。告訴人は、証拠調べの事項について、檢察官に意見を陳述することができ、並びに檢察官に対して、法院に証拠調べの請求ができる」に改められ、それまで裁判官に委ねられていた証拠の提出に関する主導権が当事者に委ねられることになり、裁判官は職権でそれを補足することとなった。このような訴訟構造は、「改良式当事者進行主義」と呼ばれてきた。「刑事訴訟法及其施行法修正三讀通過刑訴完全轉型為改良式當事人進行主義」司法周刊第1118期(2003年)1頁。最高法院93年台上字第2033号刑事判例、最高法院93年台上字第2884号刑事判決、最高法院103(阪大法学)74(1-310) 310 [2024.5]

年台上字第3717号刑事判決、最高法院107年台上字第2588号刑事判決。（なお、台湾では、公文書の年号は全て民国紀元〔民国元年は西暦1911年〕である。）

- (19) 「法官」は、「裁判官」を意味する。
- (20) 国民法官制度は、国民が法官と共同して刑事裁判に参加し、司法の可視性を向上させ、国民の正当な法感情を反映しつつ、国民の司法に対する理解及び信頼を増進させながら、国民主権の理念を顕出させることを目的とするものである（同法1条）。
- (21) 台湾刑法では、犯罪の訴追について、検察官による公訴の提起（国家追訴主義）のほか、犯罪の被害者等により自訴の提起（私人追訴主義）も認められ、いわゆる国家追訴主義と私人追訴主義の二元主義がとられている。
- (22) 第三編には、「上訴」編が設けられ、通則、第二審、第三審についての規定がおかれ、第二審、第三審を区別せず、一律に「上訴」の語が用いられていた。以下では、混乱を避けるため、第二審の「上訴」を「控訴」、第三審の「上訴」を「上告」と呼ぶことにする。
- (23) 軍事審判法第1条第1項は、「現役軍人は、戦時に、陸海空軍刑法またはその他の特別法の罪を犯したときは、本法により、訴追、処罰される」としている。
- (24) 「検察署」は日本の「検察庁」に当たる。
- (25) 「検察長」は日本の「検事長」、「検事正」に当たる。
- (26) 「検察総長」は日本の「検事総長」に当たる。
- (27) 「院長」は日本の「裁判所長」、「裁判所長官」に当たる。
- (28) 台湾刑法では、司法警察官または司法警察が犯罪の嫌疑がある者について、その者を取り調べ、または質問するときは、その者を「犯罪嫌疑者」（被疑者）と呼ぶが、「犯罪嫌疑者」が検察官に移送した後、「被告人」と呼ぶことになる。
- (29) 「看守所」は日本の「拘置所」に当たる。
- (30) 「監獄」は日本の「刑務所」に当たる。
- (31) 「弁法」は日本の「規則」に当たる。
- (32) 再議とは、告訴人が検察官の被告人に対してした不起訴または起訴猶予の処分に対して、直近上級の検察署検察長または検察総長にその不服を申し立てることである（同法第256条以下参照）。
- (33) 提審とは、人民が法院以外の機関により逮捕、拘禁されるときに、その本人または他人が、逮捕、拘禁地の地方法院に対して救済を請求することである（提審法第1条前段参照、同法は、日本の「人身保護法」に相当する法律である）。